

議案第 93 号 深谷市総合振興計画基本構想の変更についてに対する附帯決議

「深谷市総合振興計画基本構想の変更について」は、土地利用構想図の変更により、新たに「交流・連携拠点」を定めることは、深谷市のみならず地盤沈下を続ける県北の活性化に寄与するため、充分理解でき評価しうる構想であるが、その地域では、現在、深谷方式による花園 I C 拠点整備事業が先行している。

民間の企業進出を起爆剤として、元気な地域づくりの必要性は充分認めるものの本議案を可決するにあたり、現在、市が推進している造成まで相当な財政支出を伴うアウトレット誘致を市議会が全面的に認めるとの判断をされかねない。

厳しい財政状況のもと、莫大な税金投入は公共ゾーンの必要性、有効活用や市主導によるメリットなどに市民の理解、賛同を得て実施すべきであり、現状において公共ゾーンの活用が全く白紙のまま税金の投入が無いよう、市は下記の事項について格段の配慮をすべきである。

記

- 1 将来の厳しい財政状況を見据えて事業を慎重に進めること。
- 2 進出する民間企業に造成までの費用負担の検討をすること。
- 3 土地の転貸借に対する市のリスクを軽減する対策をすること。
- 4 交通渋滞やゴミ問題など近隣住民の影響への配慮をすること。
- 5 花園 I C 拠点整備事業の目的である公共ゾーン 8 ヘクタールの必要性、有効活用や具体的施策を早急に確立し公表すること。

- 6 議会としての対応をするために進捗状況を遅滞なく議会に報告すること。

以上、決議する。

平成26年12月17日

深 谷 市 議 会